助成金交付申請と書類提出の流れ

●は申請者が行う手続き

事前相談(随時)
申請に関するご相談を随時受け付けています。ご相談により、下記の面談を省略して申請いただける場合があります。

10月下旬　助成金交付申請の受付開始

面談申し込み
メールまたは電話でお申し込みください
midorinokikin@tokyo-park.or.jp
03-5510-7183

面談実施
事務局が申請内容を確認します

11月13日まで　助成金交付申請
必要書類の提出

事務局による書類・現地の確認
事務局が書類のチェック、助成対象範囲の現地確認を行います

12月中旬頃　緑化助成事業審査会
申請内容を審査し、助成可否や助成金交付予定額を決定します

2027年1月上旬頃　助成金交付決定通知の発送
助成金交付決定後に緑化工事の内容が変更された場合は、速やかに変更を申し出てください。また、助成金の交付を辞退する場合は辞退届の提出が必要です

2027年2月1日まで　完了報告・支払申請
施工完了後の写真や緑化工事の内容がわかる領収書の写し等を提出します

事務局による完了報告確認
施工完了後、事務局が施工内容を確認し、最終的な助成金交付額を確定します

完了報告から2か月程度　助成金の支払い
街かど緑化支援の実施要綱や募集要項、交付決定の条件に違反した場合は助成金の返還を求める場合があります

助成後は事務局の要請により、維持管理状況を報告

東京都都市緑化基金
公益財団法人東京都公園協会　公園事業部
公益事業推進課　緑の基金担当
〒100-0012 千代田区日比谷公園1-5 緑と水の市民カレッジ
電話　03-5510-7183(平日9:30～17:00)
メール　midorinokikin@tokyo-park.or.jp

街かど

公益財団法人 東京都公園協会
Tokyo Metropolitan Park Association

みどりと生きるまちづくり
TOKYO GREEN BIZ

東京都都市緑化基金
マスコットキャラクター
ふたばちゃん

東京都都市緑化基金
街かど緑化支援のご案内

令和8年度 第2回目 募集要項



東京都都市緑化基金は、東京に緑を増やすための基金です。東京都内において民有地の緑化を推進し、都市環境の向上と緑化意識の醸成を目的としています。
「街かど緑化支援」は、景観の向上や市民への公開性など、地域において緑化効果が高い民間施設の緑化工事費の一部を助成します。

申請締切 ２０２６年１１月１３日(金)まで

助成対象　共通の条件と緑化箇所ごとの条件をすべて満たす必要があります

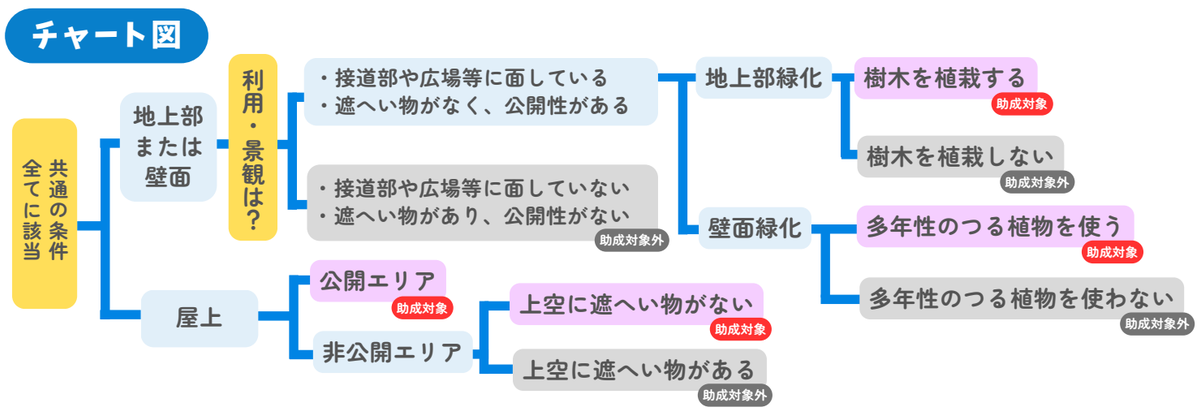
共通の条件	チェック✓
東京都内かつ市街化区域で事業用施設の緑化である	
緑化後も植栽を継続的に設置し、良好に維持管理できる	
2026年2月1日～2027年1月31日までに緑化工事費用の支払いが完了する	
申請する緑化箇所は、他の緑化に関する助成を受けていない	
申請者は継続的な事業活動を行っている法人・団体である	
申請者の事業および緑化の内容は各種法令に適合している	

地上部緑化	チェック✓
緑化箇所は、いつでも、誰でも利用できる道路や広場等に面している	
緑化箇所の前には塀等の視界をさえぎる遮へい物がなく、公開性がある	
緑化箇所の植栽には樹木を含む	

壁面緑化	チェック✓
緑化箇所は、いつでも、誰でも利用できる道路や広場等に面している	
緑化箇所の前には塀等の視界をさえぎる遮へい物がなく、公開性がある	
多年性のつる植物等で継続性のある壁面緑化を行う	

屋上緑化	チェック✓
非公開の屋上を緑化する場合、上空には屋根等の遮へい物がない	

チャート図



【対象外となるもの】

- 個人による申請
- 助成金によって設置した植栽や、植栽から生じる果樹等を用いて収益を得る場合
- 住居部分に対する申請(事業用途スペースと居宅スペースを併設する場合は、事業用途部分を助成対象とします)
- 土地、施設の売買を前提とした申請
- 既存植栽の植替えとみなされる申請
- 「東京都外来種対策リスト2025」にて、侵入・定着防止外来種と総合対策外来種に指定する植物を使用する申請
- 各種法令違反及び社会通念上、不適当であると認められる事業を行う企業、または団体による申請
- その他、緑化事業によって得られる申請者の利益が公益性を上回ると判断される申請及び緑化事業

助成内容　助成金の上限は下記Ⓑと©の合計550万円です。ただし、実際の交付額は下記「助成金交付に関する注意事項」の条件によります。

助成対象は2026年2月1日～2027年1月31日までに緑化工事費用の支払いが完了するものです

緑化内容に応じた助成　上限５００万円

Ⓐ
助成対象範囲の植栽等の経費

→

100万円を超える部分の1/2は助成対象外

Ⓑ
100万円を超える部分は×1/2まで助成
100万円までは全額助成

緑化義務に応じた助成　上限５０万円　©

緑化義務のない施設

地上部、屋上、壁面緑化の合計緑化面積(㎡)×10,000円

緑化義務のある施設

都・区市町村が定めた緑化義務面積に対して、施工した緑化面積が110%以上となる場合を対象とし、緑化した割合が110%で100,000円加算、以降1%毎に10,000円加算

助成金交付に関する注意事項

- 条件を満たしていても、申請者や工事内容、植栽樹種等により、対象外となることがあります
- 助成金交付額は実際の緑化工事の経費を超えない実費範囲の交付とします
- 助成金交付額は審査会で交付予定額を決定した後、施工完了後の事務局確認により最終確定します
- 助成金交付申請時の計画から施工内容が変更になった場合は、必ず事務局にご連絡ください
- 助成金交付予定額の合計が本事業予算を超える場合は、予算範囲内で総合評価の高いものから助成金の交付を決定します

申請書類　緑化工事の内容等を確認するための面談を行います。裏面の助成金交付申請と書類提出の流れをご確認ください。

提出書類	補足
助成金交付申請書(様式1)	「街かど緑化支援」のホームページよりダウンロード
事業計画書	
緑化工事の見積書	緑化工事部分の見積書
会社・法人の登記事項証明書	申請の日付の3カ月以内に発行の現在事項全部証明書
納税証明書	申請の直前の年の納税証明書（その1）
土地・建物の登記事項証明書	申請の日付の3カ月以内に発行の現在事項証明書
図面・数量表	植栽内容や面積が分かるもの
施工箇所の写真	工事前の現地写真（JPEG形式）
賃貸借契約書 定期借地権契約書等	助成金の交付申請者と土地・施設の所有者が異なる場合に提出
委任状	複数の主体による緑化工事の場合に提出
補足資料	施設のパンフレット等、別途資料等がある場合は提出

申請書類は申請者の法人格によって異なる場合や、上記以外の資料提出を求める場合があります